

## 仮置収納庫設置工事 特記仕様書

浄水課 整備室

### 1 起工理由

本工事は、8,000 Bq/kg 以下の放射性物質を含む浄水発生土を詰めた大型土のう袋を仮置きする収納庫を設置するものである。

2 工事番号 浄阿管 24 第 1 号

3 工事場所 新潟市江南区 阿賀野川浄水場構内

4 工事期間 契約の日から 平成 24 年 9 月 28 日まで

### 5 工事範囲

#### (1) 収納庫設置工

- ・プレキャスト L 型擁壁 (大臣認定擁壁) 設置 設置延長: 132m  
プレキャスト L 型擁壁の大きさ及び個数は図面参照
- ・柵板設置 設置面積: 800 m<sup>2</sup> 厚さ 50mm  
柵板の大きさ及び個数は図面参照
- ・樹脂製パレット設置 設置数 690 枚  
1.1m × 1.1m × 15 cm
- ・遮水シート張 収納庫内: 1,259 m<sup>2</sup> 上部: 1,007 m<sup>2</sup>  
厚さ 1.5mm
- ・不織布張 収納庫内: 1,259 m<sup>2</sup> 上部: 1,007 m<sup>2</sup>  
PP 織布+PP 不織布 厚さ 10mm
- ・遮光シート張 上部: 1,007 m<sup>2</sup>  
グリーン超耐候 PP + PP 織布+PP 不織布 厚さ 10mm
- ・平鋼設置 132m × 2  
平鋼 2 穴/m SUS (アンカーボルト SUS M10-80 265 本)  
平鋼 3 穴/m SUS (アンカーボルト SUS M10-100 397 本)
- ・シーリング 165m  
シリコーン系 (SR-2) 30 × 10  
プレキャスト L 型擁壁間に使用
- ・砂敷き均し 88.2 m<sup>3</sup>  
天日乾燥床全面 (800 m<sup>2</sup>) を 2 cm 16 m<sup>3</sup>  
プレキャスト L 型擁壁の間 (601.4 m<sup>2</sup>) 12 cm 72.2 m<sup>3</sup>
- ・大型土のう集積 (1 m<sup>3</sup>袋) 1,308 袋  
収納庫内へ大型土のうの移動, 3 段積み  
浄水場内運搬距離 500m  
使用機器 ラフテークレーン 油圧伸縮ジブ型 25t 吊  
収納庫擁壁 高さ 2.5m
- ・足場工 330 m<sup>2</sup> 完成まで共用  
単管足場 132m 高さ 2.5m
- ・看板設置工  
600 × 700mm t = 1.0mm プラスチック製 表記文章は図面参照とする。  
紫外線対策, 劣化に強いこと。  
設置位置については, 現場合わせとする。

## 6 一般事項

### (1) 適用

本工事は浄水課に常備の「浄水課請負工事一般仕様書」及び本特記仕様書により施工すること。

浄水課請負工事一般仕様書は、浄水課で閲覧・複写可

### (2) 提出書類

局の指示によるものとする。

## 7 施工条件について

下記項目、事項は工事施工にあたって制約等を受けることになるので明示する。なお明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生した時は、当局と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

施工条件総括表

	明示項目	明示事項	制約条件等
1	公害対策関係	騒音，振動対策	低騒音型建設機械の使用
2	発生土・産業廃棄物関係	建設副産物特記仕様書による	
3	排出ガス対策型建設機械	排出ガス対策型建設機械の使用	下記の建設機械を使用する場合は排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。 ・トンネル工以外で使用する排出ガス対策機械 排出ガス対策型バックホウ、クローラローダ、ホイールローダ、ブルドーザ、発動発電機、空気圧縮機、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ラフテレーンクレーン、油圧ユニット

## 8 アスベスト含有建設資材に関する事項

本工事においては、アスベスト含有建設資材を使用してはならない。

## 9 工事における注意事項

- (1) 施工内容及び工程等については、水道施設の重要性を認識し、当局監督員と事前に十分な協議を行い決定すること。
- (2) 工事施工過程で重大な支障が発見された場合には、直ちに当局監督員に報告し、指示に従い速やかに対応すること。
- (3) その他工事において必要な事項が生じた場合には、監督員と協議のうえ決定すること。
- (4) 水道施設における作業であることから、請負業者は従事者に対し衛生教育を徹底することとし、現場に於いては名札等身分を証明できるものを必ず着用すること。
- (5) 業務に必要な用具は受託者で準備することとし、作業用水は当局が無償で支給するものとする。尚、ホース等については当局で貸与するものとする。
- (6) 天日乾燥床内及び構内での車両運転については、作業員・側壁等に接触事故のないよう十分注意すること。
- (7) 業務中の重機等の運転や塵埃等は付近住民に配慮すること。
- (8) 天日乾燥汚泥には放射性物質が含まれていることから、作業従事者の健康状態などを把握したうえで、必要な休憩時間の確保や水分などの摂取に配慮し、熱中症予防の対策を講じること。また、放射線量計を作業員の1名に作業期間中は携帯させ、線量管理を行うこと。なお、放射線量計は申し出に応じ貸与する(1日の作業終了毎に局に返却)

## 施 工 条 件 総 括 表

・仕様書関係

本工事は、下記の仕様書による。

共通仕様書	1 配水管布設工事標準仕様書 新潟市土木工事共通仕様書 3 道路工事（道路工事現場）保安施設設置基準 浄水課請負工事一般仕様書	（新潟市水道局ホームページ） （新潟市ホームページ） （新潟市ホームページ） （新潟市水道局技術部浄水課で閲覧可能）
特記仕様書 （対象工事のみ適用）	下請契約に関する特記仕様書（市内業者活用促進について） 下請契約に関する特記仕様書（施工体制の把握について） 工事カルテ作成，登録に関する特記仕様書 調査・試験に対する協力に関する特記仕様書 5 埋め戻し改良土特記仕様書 仮置収納庫設置工事特記仕様書	（新潟市水道局ホームページ） （新潟市水道局ホームページ） （新潟市水道局ホームページ） （新潟市水道局ホームページ） （新潟市水道局ホームページ） （別紙）

・制約条件関係

下記項目，事項のうち 印欄は，工事施工にあたって制約等を受けることになるので明示する。なお，明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生した時は，甲(局)と協議し，適切な措置を講ずるものとする。

明 示 項 目	明 示 事 項	制 約 条 件 等
工程関係	1 関連する別途工事あり	ア 工事名（ ） イ 予定期間（ ）
	施工時期、時間、方法の制限あり	ア 施工方法（現場調査，打ち合わせの上決定する ） イ 時期期間（現場工事は施設状況天候により日程調整を要する）
	3 関係機関協議による工程条件あり	ア 協議内容（ ） イ 完了予定時期（ ）
	4 その他（ ）	
公害対策関係	施工法の制限あり	ア 騒音 イ 振動 ウ 水質 エ その他（ ）
	2 家屋等の調査の必要性あり その他（騒音・振動対策）	ア 低騒音型建設機械の使用
3 安全対策関係	1 交通安全施設等の指定あり	ア 交通誘導員（2人/日を標準とする。） イ その他施設等
	2 鉄道、ガス、下水道、電気、電話等の 近接作業制限あり	ア 工法制限あり イ 作業時間制限あり
	3 防護施設(落石、雪崩、土砂崩落等)	ア 内容（ ）
	4 その他（交通誘導員）	ア 交通誘導員については、警察等関係機関との協議より交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。 イ 公安委員会が指定する道路での交通誘導警備業務に対しては、交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者の交通誘導員を1名以上配置する。また警察等関係機関の指示があった場合はこれに従う。

明示項目	明示事項	制約条件等
4 工事用道路関係	1 一般道路(搬入路)の使用制限あり	ア 搬入経路指定あり イ 時間帯制限あり
	2 一般道路の占用可能	ア 全面占用可 イ 片側占用可 ウ 時間制限あり
	3 仮設道路の設置条件あり	ア 工法の「指定」又は「一部指定」あり イ 工事完了後存続又は撤去
	4 その他( )	
埋め戻し材関係	土場の指定	ア 場所(金津十ヶ沢)
	運搬距離	ア 土場から施工現場まで( km) イ 土場から中間置場まで(14km)・中間置場から現場まで(6km)
	運搬機械	ア 土場から施工現場まで( t車) イ 土場から中間置場まで(10t車)・中間置場から現場まで(10t車)
	4 その他(改良土)	建設副産物特記仕様書による
6 発生土・産業廃棄物関係	1 発生土運搬地の指定あり(一部土量)	ア 場所( )
	2 産業廃棄物の処理条件あり	ア 場所(県指定AS中間処理業者 L= km ) イ 処理方法制限あり
	3 その他(再生資源の利用促進)	建設副産物特記仕様書による
7 他占用物件	1 他占用物件あり	ア 電気 イ 電話 ウ 下水道 エ ガス オ 污水管
	2 占用物件重複施工あり	ア 内容( )
	3 その他( )	
8 排水工	1 濁水、湧水処理等の特別な対策あり	ア 内容( )
排出ガス対策型建設機械	排出ガス対策型建設機械の使用	「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。
その他	<p>施工内容及び工程等については、監督員と事前に十分な協議を行い決定すること。  現場作業にあたって、事前に監督員および浄水場職員から作業時の諸注意や放射線量管理に係る指導を受け、確実に履行すること。  工事施工過程で重大な支障が発見された場合には、直ちに監督員に報告し、指示に従い速やかに対応すること。  その他工事において必要な事項が生じた場合には、監督員と協議のうえ決定すること。  現場に於いては名札等身分を証明できるものを必ず着用すること。</p>	